

第1 規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)の内容

【「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(セーフ・ハーバーの検討)】

いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等について、所要の検討を行い、結論を得る。現行の基準や要件等を見直す必要がある場合には、「流通・取引慣行ガイドライン」の改正を行う。

第2 流通・取引慣行ガイドラインの概要

○流通・取引慣行ガイドライン(「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」(平成3年7月策定))

我が国の流通・取引慣行について、どのような行為が、公正かつ自由な競争を妨げ、独占禁止法に違反するのかを具体的に明らかにすることによって、事業者及び事業者団体の独占禁止法違反行為の未然防止とその適切な活動の展開に役立てることを目的として策定されたもの。

○流通・取引慣行ガイドライン(第1部(生産財・資本財の取引)及び第2部(消費財の流通取引)における取扱い(垂直的制限行為))

→市場閉鎖や価格維持のおそれがある場合に違法

取扱い	具体例
通常問題ない	責任地域制及び販売拠点制、いわゆる「選択的流通」、小売業者の販売方法に関する制限(販売価格、販売地域及び販売先に関する制限並びに価格に関する広告・表示の制限を除く。)
「市場における有力な事業者」が行う場合であって、市場閉鎖や価格維持のおそれがある場合に違法	◎取引先事業者に対する自己の競争者との取引の制限、◎流通業者の競争品の取扱いに関する制限、●厳格な地域制限
「市場における有力な事業者」以外の事業者が行う場合であっても、価格維持のおそれがある場合に違法	●地域外顧客への販売制限、●帳合取引の義務付け、●仲間取引の禁止
原則として違法	再販売価格の拘束、安売り業者への販売禁止、価格に関する広告・表示の制限

(※)「◎」は市場閉鎖のおそれの観点から、「●」は価格維持のおそれの観点から、それぞれ違法性を判断。

○「市場における有力な事業者」(市場シェア10%以上又は上位3位以内であることが一応の目安)が特定の非価格制限行為を行う場合であって、市場閉鎖や価格維持のおそれがある場合は、違法となる。

ただし、この目安を超えたのみで、その事業者の行為が違法とされるものではなく、当該行為によって、市場閉鎖や価格維持のおそれがある場合に違法となる。

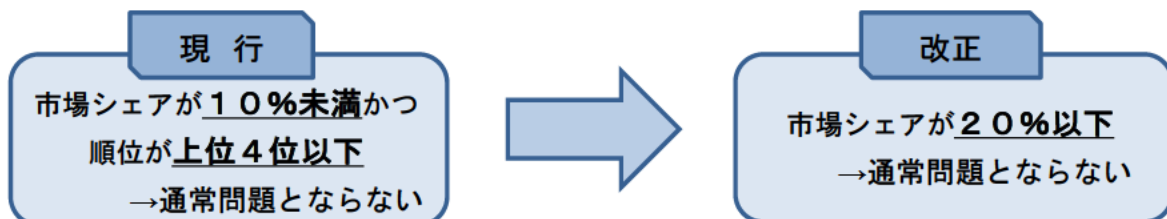
○市場シェア10%未満、かつ、上位4位以下である事業者が特定の非価格制限行為を行う場合には、通常、市場閉鎖や価格維持のおそれはなく、違法とはならない。

いわゆるセーフ・ハーバー

第3 一部改正の概要

公正取引委員会の結論

「いわゆるセーフ・ハーバーの市場シェア基準の水準を10%から20%に引き上げ、順位基準を廃止する。」



※順位基準によって、市場シェアが10%未満の事業者であっても、上位3位は必ずセーフ・ハーバーの適用対象外となる。

※順位基準の廃止によって、第1位の事業者であっても、市場シェアが20%以下であればセーフ・ハーバーの適用対象となる。